



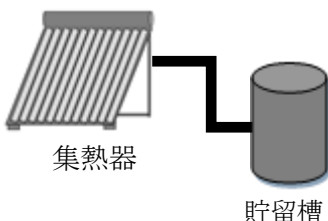
令和3年度 エコハウス補助金

再エネ・省エネ機器の導入を支援



電気をつくる

電気をためる



集熱器

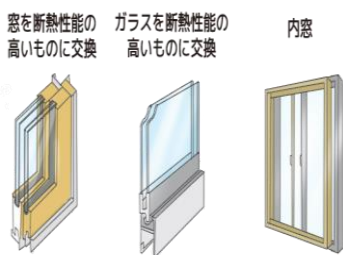
貯留槽



①太陽光発電+蓄電池
(最大補助金額10万円)

②太陽熱利用システム
(最大補助金額10万)

③ペレットストーブ
(最大補助金額10万円)



窓を断熱性能の
高いものに交換

ガラスを断熱性能の
高いものに交換

内窓



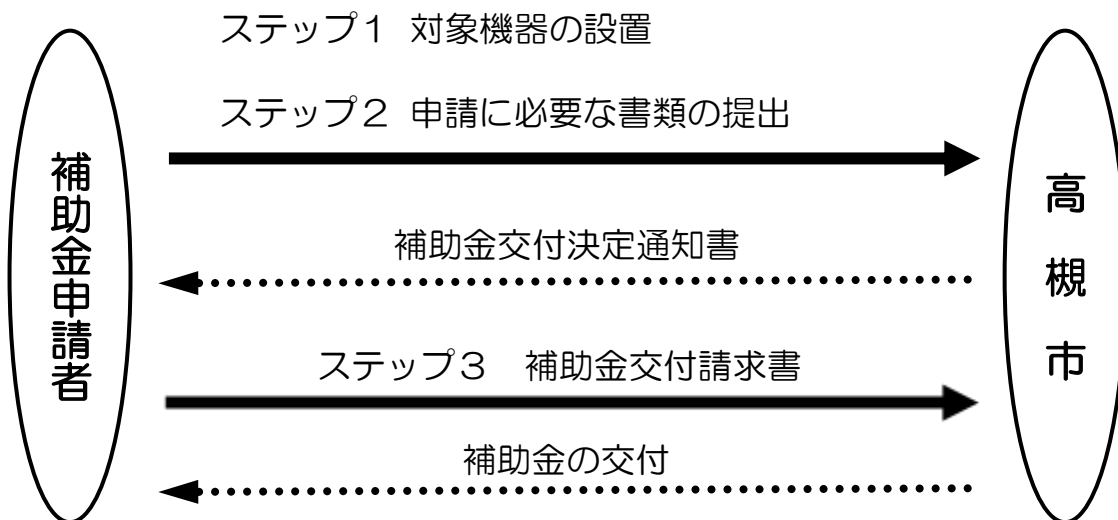
④窓の断熱改修
(最大補助金額10万円)

⑤エネファーム
(最大補助金額3万円)

⑥雨水貯留タンク
(最大補助金額1万円)



手続きの流れ



令和3年度エコハウス補助金の概要

1. 概要

市域での再生可能エネルギーの普及および住宅の環境性能の向上を促進し、温室効果ガスの排出を抑え地球温暖化を防止するため、再エネや省エネ機器の導入費用の一部について補助します。

2. 対象機器

- ①太陽光発電システム（余剰電力買取制度に限る）と蓄電池の同時設置（最も早い契約日から最も遅い契約日までの期間が3か月以内、単体の導入は申請不可）
- ②太陽熱利用システム
- ③ペレットストーブ
- ④窓の断熱改修（複層ガラスへ交換、内窓等の新設。新築及び増築を除く）
- ⑤家庭用燃料電池式コージェネレーションシステム（エネファーム）
- ⑥雨水貯留タンク（有効容量が80L以上）

3. 補助金の額

- ①～④ 設置にかかる費用の3分の1の額（上限10万円）
 - ⑤ 設置にかかる費用の3分の1の額（上限3万円）
 - ⑥ 設置にかかる費用の3分の1の額（上限1万円）
- 注）複数機器を設置した場合は、各機器の補助金額の合計が補助額となります。

4. 募集件数

- ①～④ 交付上限数 140件
- ⑤ 交付上限数 60件
- ⑥ 交付上限数 20件

5. 募集期間

令和3年5月17日(月)～令和4年2月28日(月)

6. 申請期限

エコハウス事業の完了日*から1か月以内(ただし、募集期間内であること)
なお、令和3年3月1日(月)～5月16日(日)までにエコハウス事業の完了日を迎えた場合は、令和3年5月17日(月)～6月17日(木)までに申請してください。

※「エコハウス事業の完了日」とは、申請者が事業者に対して設置機器の代金の支払いを完了した日(領収日)となります。ただし、太陽光発電システムを含む申請については、申請者が事業者に対して設置機器の代金の支払いを完了した日(領収日)又は、電力会社と電力需給契約を締結したことを証する書類の発行日のいずれか遅い日となります。

7. 申請方法

上記の期間内に、交付申請書兼実績報告書等の必要書類を、市環境政策課窓口(市役所本館5階)に直接持参してください(別添 補助金申請兼実績報告書必要書類一覧参照)。場合により、その他の書類の提出を求められることがあります。

8. 主な要件

- (1) エコハウス事業の完了日*が令和3年3月1日以降のものであること。
- (2) 令和2年4月1日以降に設置等に係る契約を締結していること。
- (3) 市内の自ら所有する住宅に、対象機器(中古品、自作品を除く)を導入し、設置及び所有権の移転が完了したものであること。
- (4) 納期が到来している市税を完納していること。
- (5) 補助金を受けようとしている対象機器について、過去に高槻市の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 住宅の所有者全員から機器設置について同意が得られていること。

9. その他

- 申請書類は、環境政策課で配布しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

高槻市 エコハウス補助金

検索



- 提出された申請書類等は返却できませんので、ご了承ください。

省エネ機器導入のメリット

その1 家庭用燃料電池（エネファーム）で節約



燃料電池のしくみを使った自家発電システム。都市ガスなどから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて発電する仕組みです。発電時の排熱を使ってお湯を沸かし、タンクにためて給湯にも利用します。

その2 窓断熱改修で断熱・遮熱



冬は室内から逃げる熱の約58%、夏は室内に侵入する熱の約73%が窓などの開口部からだと言われていています。窓の断熱改修を行うことで、冬は室内の保温効果が上がり、結露も少なくなります。夏は遮熱効果により、室外から室内への熱の侵入を防ぐことでエアコンの消費電力を少なくします。

その3 ペレットストーブで暖かく



木質ペレットを燃やすことで発生する熱を使った暖房器具。木材の有効活用や、非化石燃料を使うことで、温暖化対策にも貢献できます。また、エアコンよりも暖かく、壁や天井も暖めてくれるので、熱が長持ちします。

その4 雨水貯留タンクで非常時にも



雨どいを通じて屋根に降った雨水をタンクに貯めます。タンクに貯めた水を使用することで節水することができます。また、災害時にはトイレの水や手を洗いたいときに役に立ちます。

問い合わせ先

高槻市 市民生活環境部 環境政策課

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7486 FAX：072-661-3198